

伊勢統治時代の蒲生氏郷をめぐる諸問題——新出の発給文書を手掛かりに——

服部 早希

はじめに

令和二年度に当館は、新出の蒲生氏郷の発給文書二通、知行宛行状と知行目録を収集した。

周知のように蒲生氏郷は、弘治二年（一五五六）に近江日野の中野城主蒲生賢秀の嫡男として生まれ、天正十二年（一五八四）の小牧・長久手の戦いで戦功をあげ、南伊勢十二万石の領主として松ヶ島城に入った。そして、その後新たに松坂城を築いたことでも知られ、同十八年に会津へ転封となるまで南伊勢を統治した。

蒲生氏郷については、早くからその実績が紹介されており、^①そのなかでも、今村義孝氏による『蒲生氏郷』^②は、歴史研究者によつてはじめてまとめられたものとして評価されている。しかしその後は、高橋富雄氏編の『蒲生氏郷のすべて』^③等が発表されたものの、長らく本格的な研究がなされてこなかった。そうしたなか、平成十四年に刊行された福島県立博物館の『氏郷とその時代』^④で、高橋充氏によりはじめて氏郷の発給文書が網羅的に収集され、整理された意義は大きいと言えよう。そして最近、谷徹也氏編の『蒲生氏郷』^⑤が発刊され、現状の研究の到達点を提示されている。^⑥

しかし、従来の研究は近江、ないしは会津時代が中心であったことは

否めず、伊勢統治時代についてはその期間が短く、且つ関係史料も少ないことから、必ずしも十分に明らかにされているとはいえない。そうしたなかでの新たな関係史料の発見は重要であり、氏郷の伊勢時代研究を深める契機となると考える。よつて、ここに翻刻紹介するとともに、それをめぐるいくつかの問題についても、私見を提示しておきたい。

なお、挿図の出典については末尾に一覧として掲載した。

第一章 翻刻と概要

まずはじめに、文書の翻刻文を掲げる（次頁の図1・2参照）。

〔翻刻〕

① 蒲生氏郷知行宛行状

為扶持百貫

如目録全可

領知候也

天正十六年

九月五日 氏郷（花押印）

岡地勝左衛門尉とのへ

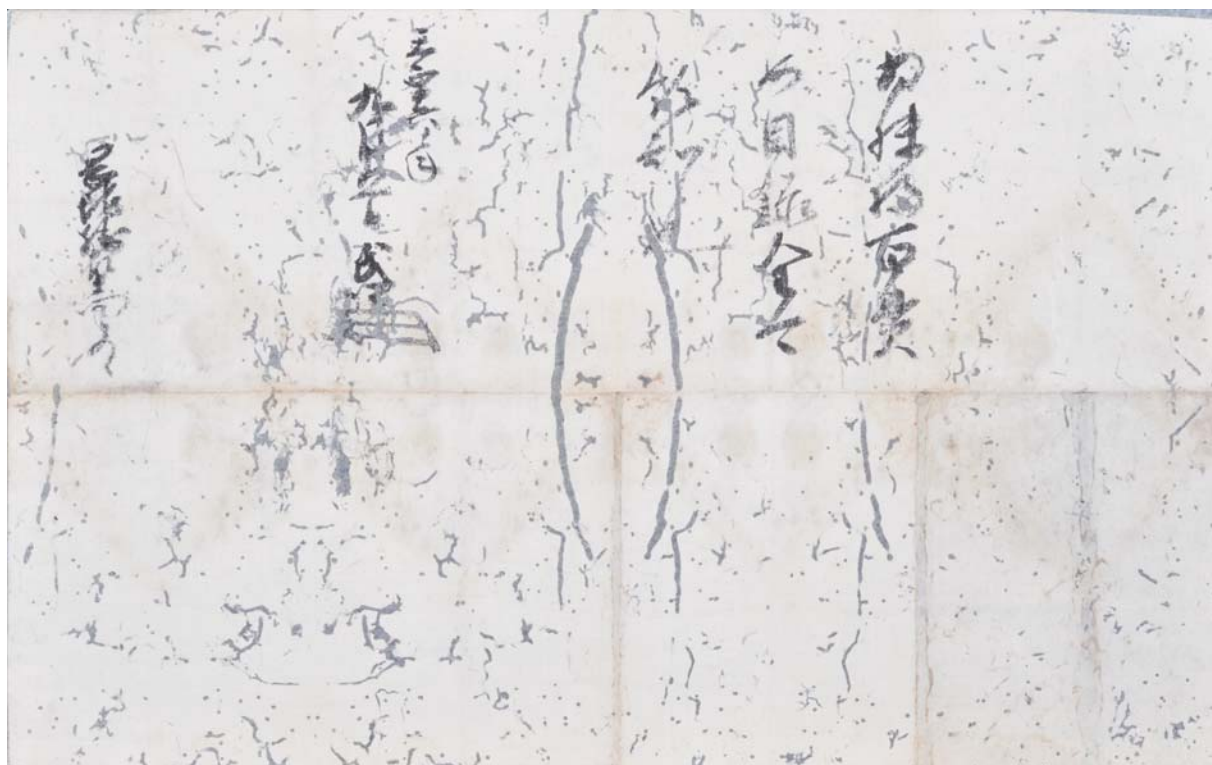


図1. ①蒲生氏郷知行宛行状

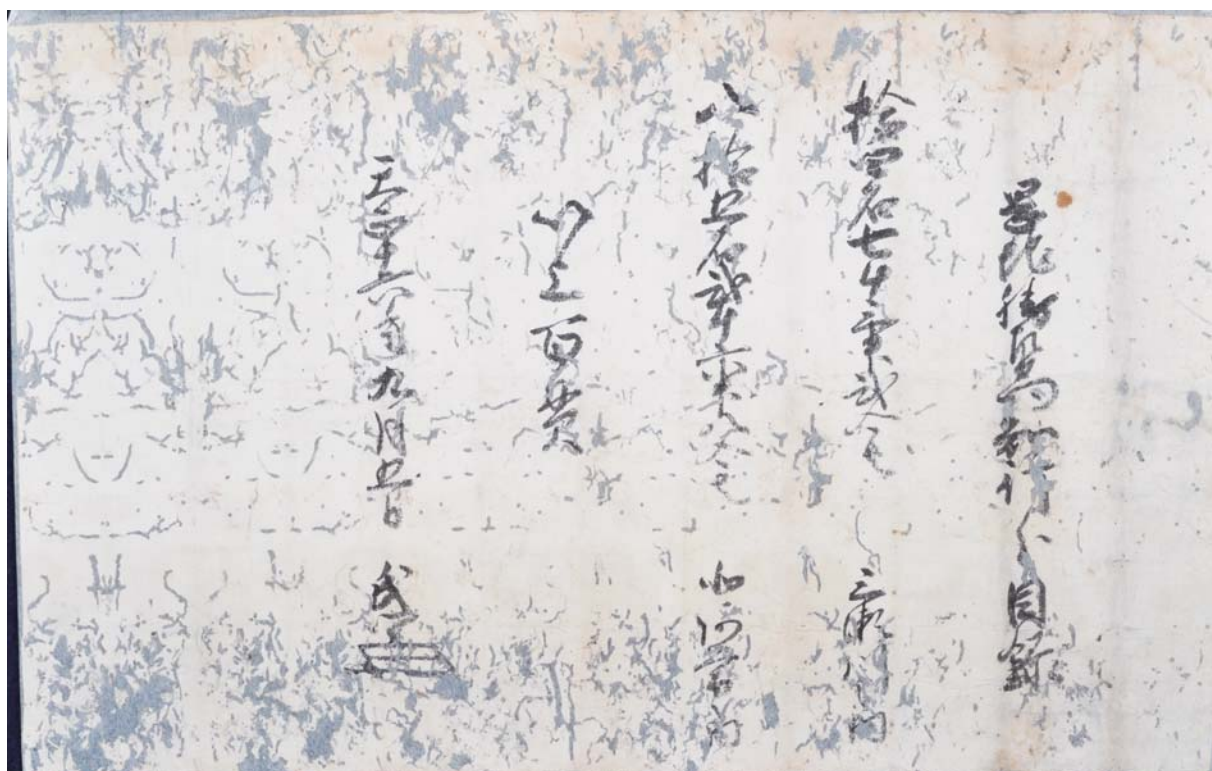


図2. ②蒲生氏郷知行目録

② 蒲生氏郷知行目録

岡地勝左衛門尉知行分目録

拾四石七斗三升式合者 三瀬川之内

八拾五石式斗六升八合者 北阿曾之内

以上百貫

天正十六年九月五日 氏郷（花押印）

料紙は、①知行宛行状が折紙、②知行目録が堅紙である。いずれも表具されていた形跡はなく、虫損が著しいことから裏打ちで補強されているものの、原状をよく保っている。法量は、①が縦二九・七cm、横四七・二cm、②が縦二九・八cm、横四六・九cmで、紙質も含めほぼ均一であり、様式、字体ともに同時代のものとみて間違いない。また後述するように、据えられた花押には印が用いられているが、形状はこの時期の氏郷のものとしてよく、文字、墨色等からも蒲生氏郷発給文書の正文と判断される。

宛所の岡地勝左衛門尉についての詳細は不明であるが、『蒲生領高目録帳』に「岡勝左」とあり、この人物を指すとみられる。また、本史料が発給された経緯についても不明であるが、この年には松坂城が築城されていることから、新城の築城を契機として、家臣団との主従関係の再確認が行われたと考えることは十分可能であろう。

この岡地勝左衛門尉に与えられた「三瀬川」と「北阿曾」は、いずれも現在の三重県度会郡大紀町に位置するが、当時三瀬川は多気郡に、阿曾は度会郡に属していたと考えられる。⁽⁸⁾氏郷の伊勢国分領については郡単位での「知行割目録」が知られているものの、詳細については不明確な部分も多い。従来から確認されている宛行状等からの一志郡・飯高郡・多気郡に加え、本史料によってはじめて度会郡内の具体的な地名が明ら

かとなった。

ところで、前述のように氏郷発給文書については、平成十四年に高橋氏によって網羅的に収集、整理されおり、その中で伊勢統治時代の発給文書は、写しも含めて三〇通が検出、提示されている。⁽¹⁰⁾その後、『三重県史』が編纂される過程において正文の発見等が相次ぐとともに、新たに一〇通が確認され、そして今回、さらに二通を追加することができた。その成果を一覧にまとめたのが表1である。なお、今回改めて伊勢時代の氏郷発給文書を整理するにあたり、『氏郷とその時代』で天正十二年に比定される四月十三日付け蒲生源左衛門宛ての文書について⁽¹¹⁾は、本稿では氏郷の伊勢時代を天正十二年六月から同十八年七月としたことから、対象から除外している。

周知のように知行宛行状は、その知行地（所付）や高を記した知行目録とともに発給される。従来確認されている氏郷の知行宛行状にも「目録別紙在之」等とあることから（次頁の表1参照）、宛行状には知行目録が伴うことは推定されていたが、原文書の確認には至っていなかった。そうしたことから本史料は、氏郷による家臣らへの知行宛行に、知行目録と宛行状が一組となつて残る唯一の事例として貴重な発見といえる。なお、伊勢時代に発給された宛行状の多くは、現状で切紙であるが（表1）、原本を確認できない神田文書以外はいずれも軸装されている等後世の手が加えられており、折紙から切紙に改変された可能性は否定できない。⁽¹²⁾今回、軸装等の改変がない折紙形式の宛行状と堅紙形式の目録が確認されたことにより、この組み合わせが伊勢時代における氏郷の知行宛行のスタンダードな形式であったと想定できる。

第二章 貫高表記と石高表記

本史料の注目すべき特徴として、具体的に知行地を記した②知行目録

表 1. 伊勢統治時代の蒲生氏郷発給文書一覧

番号	年 代	宛 所	差出署判	花押形	形 態	表 記	出典・所蔵	備 考
1	天正12年7月3日	北監物大夫殿 福嶋五郎兵衛殿	飛驒守賦秀（花押印）	A	折紙うぶ		来田文書 京都大学総合博物館所蔵	
2	天正12年10月16日	(欠)	賦秀（花押印）	A	切紙表具	貫高	大阪城天守閣所蔵	知行宛行状
3	天正12年10月16日	倉橋部小源五殿	飛驒守賦秀（花押印）	A	切紙表具	貫高	『古典籍下見展観大入礼会目録』（東京古典会、平成10年11月）	知行宛行状 「目録別紙在之」
4	天正12年10月16日	儀俄忠兵衛尉殿	飛驒守賦秀（花押）	A	折紙	貫高	蒲生文書	影写本 知行宛行状 「目録別紙在之」
5	天正12年10月16日	西村左馬殿	賦秀（花押影）	A		貫高	『杜本志賀文書』 静嘉堂文庫所蔵	写し 知行宛行状
6	天正12年10月16日	内堀二郎助殿	飛驒守賦秀（花押印）	A	折紙うぶ	貫高	志賀文書	知行宛行状 「目録別紙在之」
7	天正12年11月26日	せぎ寺	飛驒守賦秀（花押印）	A	折紙うぶ	貫高	岩井田文書	寄進状
8	天正12年11月26日	丹生郷地下中	(花押影)				山本文書	写し 18と同文
9	(天正13年)3月12日	祭主権太副殿	賦秀（花押）	A	切紙表具		下郷共済会所蔵	
10	天正13年閏8月23日	有爾御神供役人中	賦綱（花押）	A	切紙(元折紙か)表具	石高	有爾文書 神宮徴古館農業館所蔵	「神供役人分七拾石」
11	(天正13年)9月8日	町野左近助とのへ 小川佐渡とのへ 安養寺清兵衛とのへ 小村左五兵衛とのへ	氏郷 花押				『近江日野町志』巻上	
12	天正14年8月17日	神田清右衛門尉殿	(花押印)	A	切紙	貫高	神田文書	知行宛行状 「如目録」
13	天正14年9月9日	西川利左衛門殿 岡田吉右衛門殿	花押				『松坂権輿雑集』	写し
14	天正15年4月5日	蒲生源左衛門殿	氏郷 花押			貫高	『蒲生家系図由緒書』	写し
15	(天正16年)1月18日	丹生泊瀬寺真海法印	羽柴侍従氏郷（花押影）		折紙		近長谷寺文書	写し
16	(天正16年)2月25日	森民部殿 外池源左衛門尉殿 門屋助右衛門尉殿 吉村助右衛門尉殿	氏（花押）	B	切紙(元折紙か)表具		大阪歴史博物館所蔵	
17	(天正16年)7月5日	町野左近助殿	氏郷 判				『近江日野町志』巻上	
39	天正16年9月5日	岡地勝左衛門尉とのへ	氏郷（花押印）	B	折紙	貫高	三重県総合博物館所蔵	知行宛行状
40	天正16年9月5日	岡地勝左衛門尉	氏郷（花押印）	B	堅紙	貫高 石高	三重県総合博物館所蔵	知行目録
18	天正16年11月26日	丹生郷地下中	(花押影)	B			『丹洞夜話』 神宮文庫所蔵	写し 8と同文
19	天正16年11月晦日	町野主水佐殿 北川平佐衛門殿 外池甚五左衛門殿	羽柴飛驒守 在判				『松坂権輿雑集』	写し
20	(天正17年)7月26日	蒲生忠兵衛殿 北口平左衛門尉とのへ	氏郷（花押）	C	切紙(元折紙か)		蒲生文書	影写本
21	天正17年9月1日	蒲生四郎兵衛	(花押)	C	折紙うぶ		野呂文書 松阪市所蔵	
22	天正17年9月1日	倉橋部小源五殿	氏郷（花押）	C	切紙表具	石高	『三重県史』資料編 近世1※	知行宛行状
23	天正17年9月朔日	内宮上人	忠三氏郷（花押）	C	折紙うぶ	石高	慶光院文書 神宮徴古館農業館所蔵	安堵状
24	天正17年9月1日	蒲生三河入道殿	氏郷（花押）	C	折紙	石高	蒲生文書	影写本 知行宛行状 「如目録」
25	天正17年9月朔日	世義寺	忠三氏郷（花押）	C	折紙うぶ	石高	岩井田文書	安堵状
26	天正17年9月朔日	神宮衆惣中	氏郷（花押）	C	折紙表具	石高	有爾文書 神宮徴古館農業館所蔵	安堵状
27	天正17年9月朔日	(欠)	氏郷（花押）	C	切紙(元折紙か)	石高	西田文書	影写本 知行宛行状
28	天正17年9月1日	内堀次郎助殿	氏郷（花押）	C	折紙うぶ	石高	志賀文書	知行宛行状 「如目録」
29	天正17年9月朔日	西村左馬殿	氏郷（花押影）	C		石高	『杜本志賀文書』 静嘉堂文庫所蔵	写し 知行宛行状
30	天正17年10月19日	蒲生四郎兵衛殿	(花押)	C	折紙うぶ		野呂文書 松阪市所蔵	
31	天正17年10月20日	坂二郎右衛門尉	(黒印)		堅切紙	石高	坂家文書 米沢市立米沢図書館所蔵	米請取状 黒印の形状は、丸に花押B
32	天正17年11月7日	高田専修寺堯真御門跡	羽柴忠三郎氏郷（花押）	D	堅紙		専修寺文書 専修寺所蔵	
33	(天正17年)11月19日	薬院殿	氏（花押）	C	堅紙表具		東京国立博物館所蔵	
34	(天正17年)11月19日	薬院	氏（花押）	C	堅紙		福岡市美術館所蔵	
35	(天正17年)11月21日	浅利金助とのへ	氏郷（花押影）	C			秋田県公文書館所蔵	写し
36	(天正17年)11月27日	門屋助右衛門尉とのへ	氏郷（花押）	C	折紙うぶ		大阪城天守閣所蔵	
37	(年月日未詳)	御つほね	まつかしましゝうち郷		堅紙表具		福島県立博物館所蔵	
38	(年未詳)12月20日	光明寺	(花押影)	C			『古文書集』 神宮文庫所蔵	写し

※小林秀氏の御教示による。

の表記が石高で記されているのに対し、同じ目録内での総計と、①知行宛行状の高が貫高で記されている点をあげることができる。およそ知行目録や宛行状の記載は、石高か貫高のどちらかで記され、併用されることはないのが一般的である。

蒲生氏郷は、近江日野時代は石高表記を採用していた⁽¹³⁾。また、天正十二年（一五八四）に羽柴秀吉から出された伊勢国の知行割でも石高で記載されている⁽¹⁴⁾。にもかかわらず、天正十二年から同十四年八月までの知行宛行状は貫高表記であるのに対し、天正十七年以降では一斉に石高表記となっているのである（表1）。つまりその間に、伊勢国の蒲生氏領では、貫高制から石高制へと移行したことを示している。

なお、表1・10号（以下、引用文書に付された数字は表1の文書番号である。）の天正十三年閏八月二十三日付けで有爾御神供役人中に出された安堵状は、石高表記となっている。これは、神宮の職掌人に元々与えられていた権益を確認したものであり、氏郷による新規の知行宛行と同列に扱えないことを確認しておきたい。

さて、同日で複数発給されている天正十二年十月十六日付けの宛行状がいずれも貫高表記となっていることについて『三重県史』⁽¹⁵⁾では、伊勢入国直後で在地状況を十分に把握していない氏郷が、旧領主である織田信雄が貫高表記であったことからそれを踏襲し、知行宛行に応じたためとの見解を示している。しかし、およそ入国直後とは言えない二年後の、天正十四年八月十七日付けで発給された神田清右衛門尉宛での宛行状（12号）が貫高表記である事例から、この見解は肯首し難い。慣れ、不慣れという単純な評価ではなく、やはりあくまで貫高制から石高制へと移行する制度的な問題と認識する方が妥当であると考えられる。

このことに関連して、伊藤真昭氏は『近江日野の歴史』⁽¹⁶⁾において、いわゆる太閤検地としての天正十五年九月の『勢州飯高郡田原村水帳』⁽¹⁷⁾以

後、伊勢蒲生氏領でも石高表記に統一されることとなったとされている。注目すべき見解である。ただ、今回確認された史料で明確なように、天正十六年九月五日時点の知行宛行においても、併用とはいえ貫高が使用されていることから、まだ現実として石高制に完全には対応できなかったことも明らかとなった。

いずれにしても、天正十五年に行われた飯高郡での検地は示唆的であり、この頃に一志郡や多気郡及び度会郡の蒲生氏領でも検地が行われたことは十分想定されるであろう。天正十六年九月段階で貫高と石高が併記されている事実は、年貢収取や知行関係では太閤検地の原則で実施をしていく予定であったが、従来の貫高表記が用いられたことを意味する。つまり本史料は、伊勢蒲生氏領において、貫高制から石高制に移行する過渡的な措置であったと評価されるが、この点については今後もさらなる検討が必要であることは言うまでもない。

なお、②知行目録での石高の合計が百石であるのに対し、総高の記載は「百貫」になっている点も注目される。すなわち伊勢蒲生氏領では、一貫Ⅱ一石で換算されていたことが明らかとなる。貫高と石高表記の併存の事例として下村信博氏は、天正十九年五月吉日付けの伊勢神宮内宮領不知行地注文を挙げている⁽¹⁸⁾。それには伊勢国も含まれているが、石高表記でなされた総計高から、およそ一貫Ⅱ一石換算であるとの認識を示しており、本史料とも一致する。

第三章 伊勢時代の氏郷の花押について

『三重県史』の編纂過程において、新たな蒲生氏郷の発給文書が確認、追加されたことは先述したが、従来写しでしか知られてこなかった文書の原本もいくつか確認されている。それらの成果を踏まえつつ、氏郷の花押の形状（以降、花押形とする）の変遷についても、伊勢統治時代を

中心に再考しておきたい。なお、佐藤進一氏はかつて、花押の形状を版刻して捺されたものを「花押型」、花押を印文として取り込んだ印章そのものを「花押印」と名付けたが、本稿では『三重県史』の資料編に倣い、前者を「花押印」と表記した。

先ず高橋氏は、氏郷の花押形を大きく六種に分類し（図3参照）、使用年代と傾向についてまとめている⁽²⁰⁾。そして有年の事例から使用年代を、

・花押1 氏郷の伊勢入国直後の天正十二年七月三日〜天正十三年閏八月二十三日

・花押2 天正十六年十一月二十六日（但し写し）

・花押3 天正十七年九月一日〜同年十月十九日

と提示した。そして花押4を、会津に転封となった後の天正十八年九月一日からであることを明らかにしたことにより、伊勢時代の使用花押形の下限が明確となった。

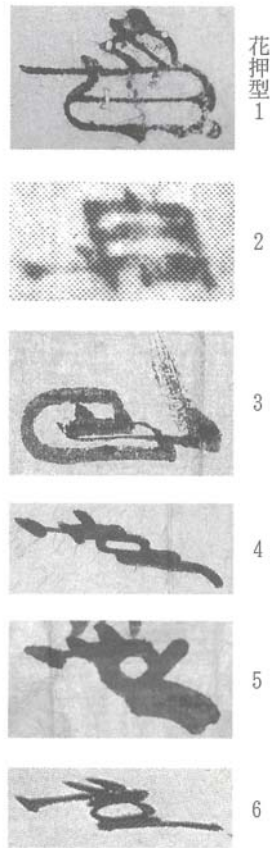


図3. 高橋氏分類花押型

続く高木叙子氏は、近江日野時代の花押形を新たに加えるとともに、花押2については、原本としては唯一知られていた大阪歴史博物館所蔵文書から、使用時期の上限を天正十六年二月二十五日に修正している⁽²¹⁾。

それでは、改めて伊勢時代の氏郷の花押について検討する。なお、伊勢時代のみを対象とすることから、煩雑を避けるため先考の番号はあえて使わず、アルファベットを使用した。



図4. 花押A（2号文書）

【花押A】

従来の花押1に相当する。確認される上限は、天正十二年七月三日付け北監物大夫・福嶋五郎兵衛宛て文書（1号）であり、伊勢入国の直後にもかかわらず、花押印が用いられていることは特筆される。下限は、天正十四年八月十七日付け神田清右衛門尉宛て知行宛行状（12号）。

この文書の原本は現在行方がわからなくなっていることから、あくまで写真での観察ではあるが、やはり花押印が用いられているものと考えられる。また、天正十二年の花押と基本的には同形ながら、右下部が大きく太くなる等幾つか相違点が見られ、わずかに花押形を変えたことが窺える⁽²²⁾。

【花押B】

花押2に相当する。上限は、天正十六年に比定される二月二十五日付け文書（16号）。下限は、写しではあるが明確に花押Bの形状を示す



図5-1. 花押B（39号文書）



図5-2. 花押B（40号文書）

『丹洞夜話』⁽²³⁾所収の天正十六年十一月二十六日付け丹生郷地下中宛て文書（18号）である。今回の新出文書において確認された花押形は、16号文書の花押に比べやや横長となっている感はあるが、形状は細部にわたるまで再現されており、花押Bを模した花押印とみて間違いない。



図6. 花押C (21号文書)

【花押C】
花押3に相当する。上限は天正十七年に比定される七月二十六日付け文書（20号）。そして下限は、同年十月十九日付け蒲生四郎兵衛宛て文書（30号）となる。

【花押D】
従来、指摘されてこなかった花押形である。

現在確認されているのは32号文書の一例のみであるが、天正十七年十一月七日付けであり、花押C下限の直後にD形へと変化したものと判断されよう。またこの花押Dは、会津転封後の花押4と運筆がほぼ同じであることから、花押形の変遷という視点からすると、花押Dは花押4直前、すなわち伊勢時代最後の花押形とも位置付けうるものである。



図7. 花押D (32号文書)

しかしこの時、日付から天正十七年に比定され、花押Dの32号文書以降となってしまう花押Cの四通（33号から36号文書）の存在をどのようにに解釈するのが問題となる。たとえばこの時期に限り、花押Dと花押Cが併用されたと考えるか、或いは『丹洞夜話』所収の18号文書を、書写の段階での誤記と解釈するか。いずれにせよ今後の課題である。

以上、氏郷の伊勢時代の花押形について四種類を設定し、その使用時期等について改めてまとめた。ここで少し、天正十七年十月二十日付け坂二郎右衛門尉宛ての米請取状（31号）にも言及しておきたい。料紙は堅切紙で、日下には署名はなく、黒印が捺されているのみである。高橋

氏は、この黒印の円の内側の形状が花押2（花押B）とよく似ているとして、氏郷発給文書と推定している。⁽²⁶⁾ また『三重県史』も発給主体を氏郷と断じており、内容的に見ても氏郷の発給文書とみて間違いない。後述するように、花押Aと花押Bには、花押印と同形の書判があることから、花押印はまさに書判の代替、或いはそれに準じるものとしての使用であったと判断される。しかしこの黒印については、あくまで印章として使用されたとみなされよう。

ところで、天正十四年までに確認される花押Aの多くは花押印とみられるが、天正十三年に比定される三月十二日付け祭主権太副宛て文書（9号）と、同年閏八月二十三日付け有爾御神供役人中宛て安堵状（10号）の二通については、花押印ではなく書判となっている。この相違は示唆的で、ひとつには、宛所が神宮関係であることから薄礼の花押印の使用を憚ったことが考えられる。神宮祭主宛てである9号文書は勿論、10号文書の宛所である伊勢国多気郡有爾郷の職掌人は、神宮に御器を調進する重要な神人である。また、検出される実例から、花押印の使用が、知行宛行・安堵というように、ある程度限定されていた可能性も考えられる。よって、高橋氏が指摘するように、⁽²⁷⁾ 同一の日付での発給が複数認められることから、花押印の使用には、新領拝領に伴う被官らへの知行宛行状の、短期間での多量発給という背景も推測される。ただ、本史料が発給された天正十六年には、かかる状況が必ずしも想定し難いことも事実である。よって本稿では、氏郷による花押印の使用は、宛所との関係性、すなわち身分や立場による使い分けと位置付けておきたい。

おわりに

以上、新出の蒲生氏郷発給文書を翻刻、紹介するとともに、伊勢統治時代における花押形の変遷及び知行高表記の問題について若干の私見を

述べた。今回の新出文書によって、従来わずか二例しか知られてこなかった花押形を有年の原本で確認できたことは、氏郷の花押形の変遷を考えるうえで貴重な成果と言える。しかもそれが花押印であったことは注目すべきことである。しかし、氏郷の伊勢時代の研究は、短期間であることや関係史料の少なさから、ほとんど俎上にあがっていないのが現状であることは、冒頭に述べたとおりである。今回の成果が、今後の研究の一助となれば幸いである。

註

- (1) 『近江蒲生郡志』卷三（滋賀県蒲生郡役所、一九二二年）、『近江日野町志』卷上（滋賀県日野町教育会、一九三〇年）、『近江日野の歴史』第二卷 中世編（日野町史編さん委員会、二〇〇九年）等がある。
- (2) 人物往来社、一九六七年。なお、二〇一五年に吉川弘文館から再刊。
- (3) 新人物往来社、一九八八年。
- (4) 『福島県立博物館調査報告第三八集 氏郷とその時代―蒲生氏郷基礎資料集成―』（福島県立博物館、二〇〇二年）。
- (5) 谷徹也編著『蒲生氏郷』（戎光祥出版、二〇二一年）。
- (6) このほか、近年のものとして、藤田達生『蒲生氏郷―おもひきや人の行方ぞ定めなき―』（ミネルヴァ書房、二〇一二年）、振角卓哉『蒲生氏郷伝説』（サンライズ出版、二〇二一年）等がある。
- (7) 前掲註（4）所収。なお、『蒲生領高目録帳』は四冊本で、地域別で構成され、このうち「岡勝左」は「稲川郡 高目録」中に見える。
- (8) 『角川日本地名大辞典 二四 三重県』（角川書店、一九八三）。

なお三瀬川は、延宝年中に多気郡から度会郡に属したとされる『日本歴史地名大系第二四卷 三重県の地名』平凡社、一九八三）。『松坂権輿雑集』（『松阪市史』第十一卷 史料篇 近世一 政治（松阪市、一九八二年））所収。

- (10) 前掲註（4）。
- (11) 『蒲生家系図由緒書』所収（『三重県史』資料編 中世三（下） 三重県、二〇一八年）。
- (12) 宛行状ではないが、天正十三年閏八月二十三日付けで有爾郷の神供役人中に対し、七十石と役者五人の扶助を安堵した蒲生賦綱（氏郷）判物（神宮徴古館農業館所蔵）について、『三重県史』資料編 中世二・別冊「伊勢神宮所蔵文書補遺」（三重県、二〇〇五年）は、痕跡から元折紙であったことを指摘している。
- (13) 天正十一年八月二十二日付けの宛行状で、西村重就に、近江国神崎郡御園郷岡田村で百石を与えている（『杜本志賀文書』静嘉堂文库所蔵。東京大学史料編纂所写本）。
- (14) 「知行割目録」。前掲註（9）。
- (15) 『三重県史』通史編 近世一（三重県、二〇一七年）。
- (16) 前掲註（1）『近江日野の歴史』第四章第二節。なお、『蒲生氏と豊臣政権』として谷徹也編著『蒲生氏郷』（前掲註（5））に再録。
- (17) 徳川林政史研究所所蔵。『松阪市史』第四卷 史料篇 検地帳一（松阪市、一九七八年）所収。
- (18) 下村信博「尾張国における貫高から石高への移行」（『名古屋博物館研究紀要』第三五卷 名古屋博物館、二〇一二年）。
- (19) 佐藤進一「花押小史―類型の変遷を中心に―」（『書の日本史』第九卷 平凡社、一九七六年）。
- (20) 前掲註（4）。

(21) 高木叙子「蒲生氏郷―戦国を駆け抜けた武将―」(『蒲生氏郷―戦国を駆け抜けた武将―』滋賀県立安土城考古博物館、二〇〇五年)。なお、谷徹也編著『蒲生氏郷』(前掲註(5))に再録。

(22) 12号文書の写真は、『郷土資料室所蔵文書目録(第六集)家別文書五 写真史料「神田文書」』(松阪市教育委員会、二〇〇八年)に収録されているので参照されたい。

(23) 花押Aと花押Bの過渡期に位置する天正十六年に比定される正月十八日付け丹生泊瀬寺真海法印宛て書状写し(近長谷寺文書。神宮寺保管。)については、写された花押影が極めて近世的で、氏郷の花押形の傾向とは大きく外れていること、また文書内容についても疑問であることから、検討外とした。なお、『氏郷の時代―城づくり 町づくり―』(松阪市文化財センター、一九九八年)に翻刻及び写真が掲載されている。

(24) 西村和廉著、享和元年(一八〇一)脱稿。多気郡丹生のお話や古文書等を収集しまとめたもの。全八巻。なお花押影の確認は、神宮文庫所蔵本で行った。

(25) 前掲註(4)。

(26) 『三重県史』資料編 中世三(上)(三重県、二〇一七年)。

(27) 前掲註(4)。

挿図出典

図1、2、5 三重県総合博物館所蔵

図3 『福島県立博物館調査研究報告第三八集 氏郷とその時代―蒲生氏郷基礎資料集成―』(福島県立博物館、二〇〇二年)十一頁より

図4 天正十二年十月十六日付け蒲生賦秀知行宛行状(大阪城天守閣所蔵)

図6 野呂文書 天正十七年九月一日付け蒲生氏郷判物(松阪市所蔵)

図7 専修寺文書 天正十七年十一月七日付け蒲生氏郷判物(専修寺所蔵)

本稿の作成にあたり、播磨良紀氏及び小林秀氏に御教示をいただいた。また、図版の掲載にあたって所蔵の諸機関に御協力をいただいた。あわせて謝意を表したい。